

【ポスター発表】

児童養護施設等における子どもの権利擁護に関する考察
—改訂された『子どもの権利ノート』における「暴力」のテキストを中心に—

○ 佛教大学社会福祉学部 長瀬 正子 (会員番号 5579)

キーワード: 『子どもの権利ノート』、児童養護施設、権利擁護

1. 研究目的

『子どもの権利ノート』は、児童養護施設等社会的養護で生活する子どもに「まもられるべき権利」があることを伝え、社会的養護で育つなかで保障される権利について説明する小冊子である。権利が奪われそうになった時には行動を起こしても良いことを指南し、権利擁護のシステムを活用する当事者である子どもに、その仕組みを伝えるという役割も担う。児童養護施設等における子どもの権利擁護において、その当事者である子どもにその理念と仕組みの一端を伝える唯一の媒体である。

『権利ノート』は、2009年3月に制定された被措置児童虐待対応ガイドラインにおいて、子ども自身が暴力から声をあげていくためのツールとして活用が推奨されている。「被措置児童等虐待事例の分析に関する報告」(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会被措置児童等虐待事例の分析に関するワーキンググループ、2016年3月)においても、子どもに権利主体としての意識を育むための取組として、その活用が期待されている。同報告書では、2009年から2013年度まですべての年度を通じて、被措置児童虐待を届出・通告を行ったのが本人であることが最も多く3割以上を占めていることを明らかにしている。2019年3月に厚生労働省が明らかにした施設内における性加害・被害問題の実態を踏まえても、子どもに何が暴力であるのかを伝え、暴力からまもられる権利があること、そこから脱するための具体的な方法を明示することは非常に重要であろう。

『権利ノート』の全国展開から15年以上が経過し、複数の自治体で改定・改訂が確認されている(長瀬2016,2018)。本発表では、現在活用されている『権利ノート』の「暴力」におけるテキストの特徴を明らかにすることを目的としている。これらを通して、児童養護施設等における子どもの権利擁護において『権利ノート』が果たすべき役割を検討する基礎的な作業としたい。

2. 研究の視点および方法

研究方法は、54自治体100冊の『権利ノート』の「暴力」に関するテキストの分析である。分析対象となる100冊の『権利ノート』は、2014年5月から10月に実施した全国69自治体に対する改訂・改定に関する質問紙調査を通じてその実態を把握し、その後改訂・改定がなされた自治体に依頼し収集した。さらに、上記の調査で回答を得られなかった自治体を対象に、2017年6月、当該自治体で現在活用している『権利ノート』の送付依頼を実施し収集した。本発表では、「暴力」についてのテキストがあった53自治体92冊のうち、「暴力」に関するテキストを全て入力し、データベース化を行い、子どもに伝えられる暴力の範囲と解決方法のあり方に着目しながら分析を行った。

3. 倫理的配慮

本調査の実施にあたり、各自治体に研究の目的、意義、方法、結果の公表を説明のうえ、収集したデータを研究目的以外で用いないことを文書にて説明し同意を得た。また、日本社会福

祉学会研究倫理指針の規定を遵守したものである。

4. 研究結果

「暴力」に関するテキストは、暴力に対する自治体の姿勢、暴力を受けた場合の対応方法、暴力に対して子どもがすべきこと・心がけという主に3つの内容で構成されていた。以下では、その3つの内容の分析から明らかとなったテキストの特徴を述べる。

暴力に対する自治体の姿勢に関するテキストは、暴力をどのように捉え考えるのか、大人としてどのように向き合っていくのかについて述べたものである。7割近くの自治体において、「暴力はあってはならないもの」「してはいけないもの」というテキストがみられた。一方で、「あなたには～から守られる権利があります」といった権利を具体的に明示したテキストのある自治体が3割近くの18自治体20冊あった。これらの自治体では、権利条約の条文と合わせて掲載する等の工夫があった。

暴力の定義については、暴力が何であることを説明する言葉には、端的に「暴力」や「いじめ」といった言葉が使用される一方、自治体がそれぞれ子どもに暴力を認識してもらいやすいよう工夫した表現も多く用いられていた。例えば、「こわい目にあわされる(7自治体11冊)」、「いやなこと(19自治体21冊)」等である。また、関係性において生じる暴力と暴力の形態に着目して分析したところ、関係性において生じる暴力については、子ども同士の暴力である「いじめ」について説明したテキストがあったのは50自治体82冊(94.3%)とほぼすべての自治体であり、大人からの暴力である「体罰」についてのテキストがあったのは42自治体68冊(79.2%)と8割近い自治体であった。次に、暴力の形態を虐待の四分類をもとに分析したところ、身体的な暴力についてのテキストがあったのは46自治体80冊(86.8%)と9割近く、心理的な暴力については35自治体54冊(66.0%)と6割強、ネグレクトについては24自治体34冊(45.3%)と4割強、性的な暴力については30自治体45冊(56.6%)と6割弱という結果であった。

5. 考察

かつて発表者は、2000年代初頭に発刊された『権利ノート』52種類の全国的な実態とそのテキストの特徴を明らかにしている(長瀬2005)。「暴力」のテキストをめぐっては、身体的虐待に偏っており、心理的虐待に相当する記述のある自治体は14自治体、性的な虐待は6自治体、ネグレクトは5自治体であったことを明らかにしている。また、体罰についてのテキストがない自治体が3割以上あったことを踏まえ、子どもに起きる危険性のある暴力と比して『権利ノート』で伝えられる暴力の範囲が狭いことを課題として指摘した。また、暴力の解決方法として「職員があなたを守る」というテキストが半数以上を占め、子どもが問題の解決のために行動をした際に十分な情報を提供していないことを指摘した。

過去の『権利ノート』のテキストと比較して、本調査結果から明らかとなったのは、現在の『権利ノート』の特徴には、第一に子どもに伝える暴力の範囲が広がったこと、特に性的な暴力のテキストが増えたことがあげられる。また、第二に、暴力の解決方法において、ただ子どもを守られる存在におかず、権利とともに伝えるテキストが増えたことがあげられる。

引用文献：

- 長瀬正子(2005)「児童養護施設における子どもの権利擁護に関する一考察『社会福祉学』第46巻第2号
- 長瀬正子(2016)「全国の児童養護施設における『子どもの権利ノート』の現在：改訂および改定の動向に焦点をあてて」、『社会福祉学部論集』第12号、73-92、2016年
- 長瀬正子(2018)「子どもに『権利を伝える』ことの一考察—全国の改訂された『子どもの権利ノート』を中心に」『愛知県立大学教育福祉学部論集』、第66号、57-65、2018年